



### 3 監理団体(技能実習法第2章第2節)

#### <監理団体の許可>

○監理事業を行おうとする方は、事前に**許可を受けること**になりました。

○許可の事務は、新設される外国人技能実習機構が担います。

#### <監理事業の適正な実施>

○監理団体は、**監理事業を適正に運営しなければなりません**。

○仮に違反があった場合には、改善命令や許可の取消しの対象になります。

#### <監理団体の義務>

○監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他他の業務を、省令で定める基準に従って実施しなければなりません。

○そのほか、技能実習継続困難時の届出、監理責任者の設置、帳簿の備付け、監査報告、事業報告等を行わなければなりません。

### 4 技能実習制度の拡充 (技能実習法第2章第1節及び第2節)

～優良な実習実施者・監理団体に限定して拡充を認めます～

○新たに技能実習3号を創設し、所定の技能評価試験の実技試験に合格した**技能実習生について、技能実習の最長期間が、現行の3年間から5年間になります。(一旦帰国(原則1か月以上)後、最大2年間の技能実習)**

○適正な技能実習が実施できる範囲で、実習実施者の常勤の職員数に応じた**技能実習生の人数枠について、現行の2倍程度まで増加を認めます。**

### 5 技能実習生の保護等 (技能実習法第2章第3節及び第4節)

～ 技能実習生への人権侵害行為は決して許しません！～

○技能実習生に対する**人権侵害行為等について、禁止規定や罰則を設けるほか、技能実習生による申告を可能にします。**

○国による技能実習生に対する相談・情報提供体制を強化するとともに、実習実施者・監理団体による技能実習生の転籍の連絡調整等の措置を講じます。

～ 関係行政機関とも連携します！～

○事業所管大臣への協力要請や、事業協議会を用いて、政府全体で技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に取り組みます。

○地域協議会を設け、地域レベルでも関係行政機関が連携します。

### 6 外国人技能実習機構の創設 (技能実習法第3章)

～「技能実習制度の司令塔」として新たな認可法人が設立されます！～

○**外国人技能実習機構**は、以下の国の事務を担います。

- ・技能実習計画の認定
- ・実習実施者の届出の受理
- ・実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査する事務
- ・監理団体の許可に関する調査 など

○そのほか、技能実習生からの相談への対応・援助や、技能実習に関する調査研究業務も行います。

### 7 その他の制度改正事項(法律事項以外)

#### <政府(当局)間取決め>

○技能実習生の送出しを希望する国との間で、政府(当局)間取決めを作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関を排除していくことを目指します。

#### <対象職種の拡大>

○対象職種を随时追加するほか、地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置を認めていきます。